### 第1回『自死遺族等を支えるために~総合的支援の手引』の改訂に係る有識者会議 議事要旨

- 1 日時 令和5年10月6日(金) 18:00~20:00
- 2 場所 Zoom ミーティングによるオンライン開催
- 3 出席者 有識者会議の委員10名、事務局6名 計16名
- 4 概要 委員の紹介、座長の選出、基本法や大綱における自死遺族等支援の整理、手引改訂に係る 論点整理の後、意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下の通りである。
- 5 議事要旨(発言順)
- (※1) 今回の手引・・・改訂を予定している手引のこと
- (※2) 現手引・・・自殺総合対策推進センター発行「自死遺族等を支えるために〜総合的支援の手引」

### <手引改訂に係る論点整理について>

●A委員: 新たな大綱では、自死遺族等の意向が重要視されているが、今回の手引 (※1) の改訂においては、どう捉えているか。

→事務局: 今回の手引の改訂においても、その観点は重要だと考えている。委員の選出時にも自死遺族等支援に関わっている団体からの推薦や、自死遺族の方にも委員に加わってもらうなど、バランスを考慮した。必要に応じて自死遺族の方々に直接ヒアリングを行うなど、有識者会議での議論を踏まえて検討したい。

#### <手引改訂全般について>

●B委員: 現手引(※2)が作成された5年前から自死遺族等支援の状況も変わってきている。バランスが良い委員構成になっているので、この会議で議論していきたい。

●A委員: 今回の手引の改訂作業は、誰がするのか。

→事務局: 基本的には事務局が執筆する。現手引の課題や強調すべきポイントなどについては、様々な 角度から助言がほしい。

●C委員: 進め方の提案として、まずは目次案や構成を作成し、委員全員で確認、議論できるとよいのではないか。

→事務局: まずは骨子案を提示した上で、進めていきたい。

●A委員: 現手引にとらわれない、良いものを作ってほしい。

●B委員: 途中経過も見ながら、全員で一緒に作っていきたい。委員全員の意見を盛り込まれるように してほしい。

→事務局: 専門的な知見や、自死遺族等の実際の声などは、事務局だけでは補いきれない部分も多いため、各委員にヒアリングなどに協力してほしい。

### <全体構成について>

●A委員: 情報が散らばっていて読みづらいので、総論→各論→具体例→資料の順にしてはどうか。現 手引は文章がわかりづらいので、一般の方が読んでもわかりやすい内容にする必要がある。一般向けの本 を出版している編集者などに協力してもらうのも良いかもしれない。様式については、支え手が使いやす いものにする必要がある。現在のA4判ではなく携帯できるサイズA5判にしてはどうか。

●D委員: 身近な人が自死・自殺で亡くなった時から経過を追って、必要な手続や社会資源について一目でわかる図がほしい。

●C委員: 現手引は目次がわかりにくく、論理構成が見えない。

●A委員: 単なる知識ではなく、経験や具体例をセットで読めるようにしてほしい。コラムが入ると読みやすくなる。

●E委員: 現手引は全体的に非常に読みづらく、わかりづらい。言葉の定義もしっかりと考えたい。 (カウンセリング機関、偏見、グリーフなど)

●D委員: 新たな大綱にも手引の活用が追記されたので、活用についてもっと強調したい。

### <手引の利用者について>

●F委員: 自殺対策等に関わる地方公共団体の職員はおおよそ3年程で入れ替わるため、手引を利用する地方公共団体側としては実情がわかる手引になっていると活用しやすい。

●A委員: 大綱に掲載されている責務は組織を指しているが、実際に支援を担う人は個々の人間であり、 一人一人が支え手であること、また職業人の責務としてやるべきであることを手引の利用者に認識しても らう必要がある。

●D委員: 関係機関や職種などを、より具体的に書いてあるとよい。

●C委員: 政策に携わる人向けなのか、自死遺族等に直接関わる人向けなのか、誰がどんな時に使うのかが曖昧なので、明確にすべき。

→事務局: 利用者は、自死遺族等支援に関わる人たち、関わることが期待される人たち(地方公共団体 の担当者、保健師、警察、消防、教職員、法律家、医療関係者など)だと考えている。政策的な部分と実 務的な部分は分けて、両方掲載する必要があると考えている。

#### <自死遺族等支援の対象者について>

●G委員: 自死遺族だけでなく、身近な人を自死・自殺で亡くした友人など、自死遺族等における「等」 に関する情報がもう少しほしい。

●H委員: 「児童生徒」は小中高までを指すため、「学生(大学生・専門学生)」が入っていない。学生は支援対象にならないのか位置づけを確認したい。

<自死遺族等支援全般に関連する内容について(「自死」「自殺」の使い分けを含む)>

- I 委員: 「自死」という言葉には、「自ら選んだ死」「自らが望んだ死」という従来からの誤った認識が含まれている。「自殺」という言葉の定義を「自分を殺さざるを得ないほどの苦しみに襲われた末の望まない死」へ転換を図りたい。自殺・自死に替わる第3の言葉「傾死」を提案したい。現手引の中では、「自死」を用いるのが適切とされているが、自死遺族への聞き取り調査では、「自死」ではなく「自殺」を使いたいという方も少なくなかった。「(自死)遺族」「(自死)遺児」という言葉が固定化することで、他の死因の遺族とは異なるという特殊性、特異性を強調している。他の死因の場合と同様に「自死」は付けずに、「遺族・遺児」と呼ぶべき。「自殺者親族等」という表記は活用可能な範囲と考える。「「自殺」を「自死」に言い換えてほしい」と思う背景には、自死遺族側にも「自殺」に対する偏見があるのではないか。自死遺族が自分たちのことを「自殺遺族」と言えない現状を鑑み、言葉ではなく、社会全体の意識を変えていくことを強調したい。
- ●E委員: 「自死遺族等だけが特別」という書き方は、自死遺族等を苦しめるのでやめてほしい。もし、書くのであれば、エビデンスを明確に出してほしい。自死遺族等は哀れな存在ではなく、私たちの仲間であることを強調したい。「diversity」、「citizenship」という視点で捉えることは社会の必然であり、自殺対策基本法の理念であると考えるので、可能な範囲で盛り込んでほしい。
- ●B委員: 「自死・自殺」を特別とみるのか、(他の死因の遺族を含む)遺族全体の枠組みにするのか 課題である。
- →事務局: 大綱などの政策的な枠組みの中では、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、誰にでも起きうる」という考え方を前提に、社会全体で自殺対策を推進していく必要があるという建付けになっている。自死遺族等を特別視すべきでないという視点については、誰もが自死遺族等になる可能性があるという意味では、特別ではない。一方で自死遺族等を他の死因の遺族と同じ扱いにすべきとなってしまうと、「自死遺族等支援」という特別な枠組みは必要ではないということになり、現在の財政支援や政策がなくなってしまうことになる。自死遺族等を特別な人たちと捉えるのではなく、様々な支援が必要な立場に置かれていると捉えるということであれば整理ができるが、その辺りも含めて議論してほしい。
- I 委員: 行政でも「自死遺族等」「自死遺児等」という言葉が定着してきているが、自ら望んだ死ではないにも関わらず、「自死=自らの意思で死ぬ」というイメージが残ったまま、言葉が定着していることに危機感を感じる。「自死遺族や自死遺児は特殊だ」という差別的な観念を自死遺族や自死遺児自身が自ら発信してしまっているのではないか。
- ●A委員: 自死遺族等が他の死因の遺族と違った辛い状況に置かれているのも事実。経済的な問題や法的な課題もあるが自責の念が強い自死遺族等が多いということは支援者には知ってもらいたい。ただし、自分たちと違った存在や上から手を差し延べる対象などという誤解がないようにしなければならない。支援対象であることや支援されることを拒む自死遺族等もいることに対する配慮は必要。
- ●B委員: 自死遺族等であることを周りに言えない人が多いのは事実。他の死因と同じように「社会に追い込まれて亡くなった」と言えるような社会にしたい。

●J委員: 自死遺族として特別視されたくない気持ちはある。一方で、自死遺族同士でないと語ることができないという声もある。自死遺族等が抱える問題は複雑で様々で、言葉に表すことが出来ない状況があることを知ってほしい。

●C委員: 実際に様々なことで困っている自死遺族等がいることは支援者として認識すべき。

## <法律に関する内容について>

●C委員: 自死・自殺で亡くなった場合は、事件性の有無について警察による調査が行われ、調書を作成するが、自死遺族等の中には故人が亡くなった時の様子や調査の結果を知りたいと言われる方が多数いる。都道府県によって対応は異なるが、要望がある場合は、警察は「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、都道府県が発出している通達に従い、代行検死調書の内容を開示することを追記してほしい。

●C委員: 大綱の中では、児童生徒が自死・自殺で亡くなった場合の詳細調査の実施者は第三者となっている。しかし、実務上では詳細調査は、「いじめ防止対策推進法」第二十八条の「重大事態への対処」として行われることが多く、重大事態への対処のガイドラインでは、実施者は学校設置者でもいいことになっているため、矛盾している。

# <情報提供に関する内容ついて>

●D委員: 自死遺児等への支援については、ヤングケアラーについて加筆してほしい。

●B委員: 他の法律、制度、施策の利活用に関する情報提供も必要。

●D委員: 商業ビルなどで亡くなった場合や、他者を巻き込んでしまった場合などの相談先も掲載してほしい。

#### <その他の内容について>

●D委員: わかち合いの会の紹介は特定の団体ではなく、全国の団体が検索できるサイトなどの紹介があるといい。

●B委員: 自死遺族等の会のあり方や考え方も変わってきている。

●B委員: 医療機関や救急、自治体など、支援者側で関わっていた人が自死・自殺で亡くなった場合に、関わっていた支援者が傷つく場合もあるため、支援者支援も考える時期にきているのではないか。一方で、医療過誤の問題など、支援者と自死遺族等が対立関係になる場合もあるため、支援者支援を掲載すること自体に慎重な検討が必要。

●B委員: CDR (チャイルド・デス・レビュー) や文科省の調査など、公衆衛生的に自死・自殺をなくしていくために様々な調査研究が必要。

●B委員: ゲートキーパーや心のサポーターなど、行政の中にある様々な研修などを通じて、自死遺族 等支援の必要性を啓発していきたい。

# <事務局から>

●事務局: 追加意見があれば、10/20(金)までに提出をお願いしたい。

●事務局: 読みやすい手引にするためにも、委員にはコラム執筆などにも協力してほしい。自死遺族等支援の必要性は認めつつ、スティグマを助長してしまうかもしれない懸念、配慮も伝えられるような手引にしたい。

以上